

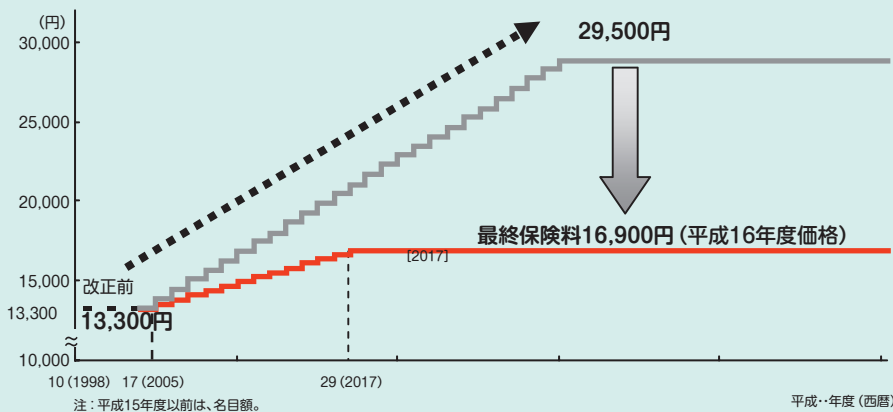
3 将来の保険料水準の固定

以前は、国民年金・厚生年金の保険料（額）の設定について、「段階保険料」という考え方にに基づき、少なくとも5年に一度行われる財政再計算の際に給付と負担を見直して、財政が均衡するよう将来の保険料引き上げ計画を策定することになっていました。

しかし、少子高齢化が急速に進む中で、この

ような方法をとっていった場合、将来の保険料水準が際限なく上昇してしまうのではないかといった懸念の声があったことから、平成16(2004)年の年金制度改正では、将来の上昇を極力抑えながら将来の保険料水準を固定するという、新たな年金財政運営方法がとられました。

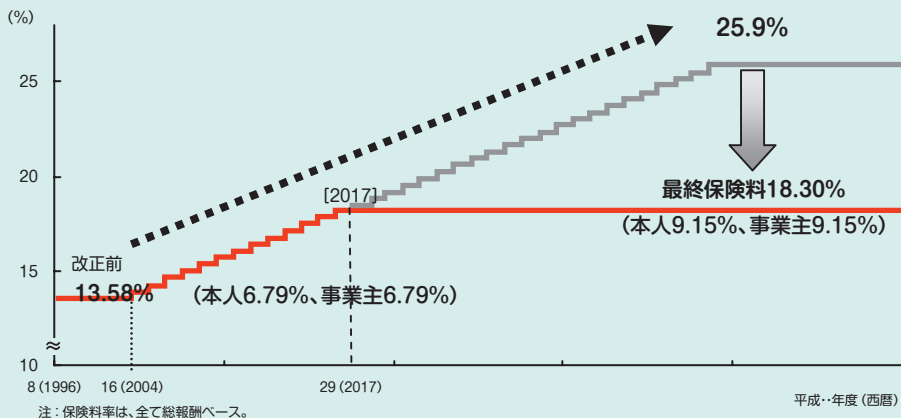
<図表3-2>
国民年金の保険料



国民年金の保険料は、平成16(2004)年度13,300円から毎年度280円(平成16年度価格)ずつ引き上げられ、平成29(2017)年度に16,900円(平成16年度価格)で上限に達し、それ以後は同額を維持することとされました。

(注)「平成16年度価格」とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課されるまでの賃金上昇率を乗じて定められます。

<図表3-3>
厚生年金の保険料率



厚生年金の保険料率は、平成16年13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年に18.3%で上限に達し、それ以後は同率を維持することとされました。